

Ome Blue イベント実施事業者募集要領

1 目的

青梅市（以下「市」という。）が地域プロモーション「Ome Blue」（以下「Ome Blue」という。）を活用したイベントを実施することで、観光データを活用した観光資源の高付加価値化による収益力の向上を図り、市が観光関連事業者（以下「事業者」という。）と一体となったプロモーションを展開することを目的とする。

2 イベント時期

令和8年7月1日（水）から9月30日（水）まで

3 実施内容

イベント期間に、事業者がOme Blueとして掲げる青色を基調とした商品を開発し、提供する。

4 対象事業者

対象事業者は、市の区域内（以下「市内」という。）で販売および提供を行う、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 市内に週2日以上提供場所があること
- (2) 食品衛生責任者資格、営業許可等実施にあたり法令により必要となる資格、許可等を有する者
- (3) 申請時点において、市に納付すべき市税等の滞納がない者
- (4) イベント期間に、継続した販売および提供が可能であること
- (5) イベント期間中および終了後に、市に対して、売り上げ状況および成果等の報告ができること
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる活動をしていないこと
- (7) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

5 提供

事業者は、次に掲げる要件を全て満たす商品を販売および提供する。

- (1) 市内でイベント期間を通じて提供可能であること
- (2) Ome Blueとして掲げる青色を基調とすること

- (3) 新規（改良を含む）開発した食品であること
- (4) 市と一体となったプロモーションを展開すること
- (5) 観光資源の高付加価値化による収益力の向上を図ること
- (6) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する開発商品は対象としない。

ア 政治活動および宗教活動または選挙活動を目的とするもの

イ ほかの助成金等の交付を受けるもの

ウ 公序良俗に反するもの

6 申請

事業者は、前項に規定する商品を販売および提供しようとする場合は、Ome Blue イベント参加申請書（様式第1号）に必要とする書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という）に提出しなければならない。

7 委員会の設置等

(1) 市長は、次項の規定による審査をするために、Ome Blue イベント審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 委員長 地域経済部長

イ 副委員長 シティプロモーション課長

ウ 委員 商工業振興課長

(3) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(5) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(6) 委員は、利害関係のある事業者から提案された開発商品の審査に加わることはできない。

8 審査

(1) 市長は、第6項の規定により申請があった場合は、その内容を委員会の審査に付するものとする。

(2) 委員会は審査として書類審査を実施する。

(3) 委員会は、書類審査により、販売および提供する事業者の候補を選定し、市長に報告する。

9 決定

市長は、委員会からの報告にもとづき、提案の採択の可否を決定し、その旨をOmeBlueイベント採択・不採択決定通知書（様式第2号）により事業者に通知する。

10 申請の変更

事業者は、申請内容を変更し、または中止し、もしくは廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

11 取消し

市長は、第9項の規定により採択を受けた事業者が偽りその他不正な手段等により決定を受けたときは、その決定を取り消すことができる。

12 報告

事業者はOmeBlueイベント期間終了後、OmeBlueイベント報告書（様式第3号）に、売上データなど市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出する。

13 公表

市長は、第9項の規定により決定した内容について、事業者の名称および詳細を公表するものとする。

14 謝礼金

(1) 市は、第12項に規定する報告を行った者に対し、予算の範囲内においてOmeBlueイベント謝礼金（以下「謝礼金」という。）を交付することができる。

(2) 謝礼金の額は、10,000円とする。

(3) 採択事業者が謝礼金を受け取る場合、速やかにOmeBlueイベント謝礼金請求書（様式第4号）（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

15 特記事項

イベントは、令和8年度予算の議決をもって実施を決定するものとする。なお、予算が議決されない場合は、イベントを実施しないことがある。

16 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

17 実施期日

この要領は、令和8年3月1日から実施する。